

# 上越市原子力災害に備えた屋内退避・広域避難について

## 1 主なポイント

新潟県が策定した「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針（Ver.1）」などを踏まえ、屋内退避・広域避難の実施に必要な事項について現時点での基本的な考え方をまとめ、万が一の事態に備えるとともに、「屋内退避・広域避難計画」の策定につなげるものである。

### (1) 情報伝達体制の明確化

事故等に関する通報連絡や、国・県からの屋内退避・避難等の指示があった際、住民等への伝達や関係機関への連絡等を迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の経路や体制を明確化。

### (2) “緊急事態区分・EAL”や“OIL”に基づいた屋内退避・避難等の実施

発電所の状況に応じて決定する緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じ、屋内退避、避難等の防護措置を実施。

放射性物質放出前は、緊急事態区分・EALに基づき、屋内退避を実施

放射性物質放出後は、屋内退避を継続しながら、放射線量の測定結果をOILと照らし合わせ、避難等が必要な区域を特定し、避難等を実施

### (3) 避難にあたっての基本ルールを設定

避難の対象を避難準備区域（UPZ）内の住民（約16,000人）及び観光客等一時滞在者とし、避難の際の基本ルールを設定。（「どこの地区が（町内会単位）」、「どこに集合し（バス避難の際の集合場所）」、「どの道路を通過（避難ルート）」、「どこに避難するか（避難先市町村）」など）

また、避難の円滑化を図るため、避難者が最初に目指すべき施設として“避難経由所”を設置。

なお、避難先は、「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針（Ver.1）」で示された避難先候補市町村（「糸魚川・妙高方面」と「魚沼・湯沢方面」）を基本とする。

## 2 今後の取組

現在、国や県、関係市町村とともに検討を進めている項目は、主に次のとおり。

今後、「避難経由所」や「避難所」となる具体的な施設の選定のほか、緊急時モニタリング体制やスクリーニング体制の整備など、避難準備区域（UPZ）での避難等の実施に当たって特に重要となる項目について可能な範囲で検討結果等を反映させたいうえで、「屋内退避・広域避難計画」を策定することとする。

### 【主な検討項目】

- ・ 「避難経由所」や「避難所」となる施設の選定
- ・ スクリーニング体制の整備
- ・ 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の整備
- ・ 緊急時モニタリング体制の整備 など